

---

プロジェクト IFRS 適用課題対応

項目 **【審議事項】IAS 第 12 号「法人所得税」一子会社に対する投資に係る繰延税金**

---

## I. 本資料の目的

1. 本資料は、2020 年 3 月の IFRS 解釈指針委員会（以下「IFRS-IC」という。）会議において議論された、「子会社に対する投資に係る繰延税金」の概要について説明することを目的としている。

## II. 要望書の概要

2. IFRS 解釈指針委員会（IFRS-IC）は、IAS 第 12 号「法人所得税」に関する要望書を受領した。要望書では、以下の場合に、企業（親会社）が連結財務諸表において、子会社の未分配利益に関して発生する可能性のある繰延税金をどのように会計処理するかについて質問している。
  - (1) 子会社の未分配利益は、子会社に対する企業（親会社）の投資に関して将来加算一時差異を生じさせる。
  - (2) IAS 第 12 号第 39 項<sup>1</sup>における繰延税金負債の認識の例外を適用するための条件は満たされていない。企業（親会社）が予測可能な期間内に当該子会社が未分配利益を分配すると見込んでいるからである。
  - (3) 当該企業（親会社）及び子会社は、以下の法域で事業を営んでいる。
    - ① 利益は分配された場合にのみ課税される。すなわち、未分配利益に適用される法人所得税率（未分配税率）は 0%である。
    - ② 利益の分配には 20%の税率（分配税率）が適用される。CU100 の利益を分配する場合、CU20 の分配税がかかり、株主には正味 CU80 が分配される。
    - ③ 分配は、一度だけ課税される（子会社から企業（親会社）に分配されるときに子会社が課税されるが、その後のグループ内の利益の分配若しくはグループの株主への分配は課税されない）
    - ④ 子会社が支払う税金は当該子会社の税金負債であり、企業（親会社）に代

---

<sup>1</sup> IAS 第 12 号の関連する要求事項は別紙 2 に掲載している。以下同じ。

わって支払う源泉税ではない。

3. 要望書では、上記のような制度はエストニアに存在し、ラトビア、ジョージア及びマケドニアに類似の制度が存在するとされている。
4. 要望書では、子会社に対する投資に関する企業（親会社）の繰延税金の会計処理について次の2つの見解があるとしている。
  - (1) 見解1：企業（親会社）は繰延税金を認識しない。IAS 第12号第52A項を適用し、企業（親会社）は子会社に対する投資に関する将来加算一時差異に0%の未分配税率を適用する。従って、当該企業（親会社）は当該一時差異に関する繰延税金を認識しない。その代わりに、当該企業（親会社）は、IAS 第12号第57A項を適用し、子会社が分配を行った場合にのみ法人所得税を認識する。要望書の提出者は、エストニアではこの見解が一般的であるとしている。
  - (2) 見解2：企業（親会社）は繰延税金を認識する。企業（親会社）は、IAS 第12号第39項及び第40項を適用し、子会社に対する投資に関する将来加算一時差異について繰延税金負債を認識する。この見解によれば、当該企業（親会社）は、IAS 第12号第52A項及び57A項について、子会社に対する投資に関する繰延税金の会計処理には適用しない。要望書の提出者は、ラトビアではこの見解が一般的であるとしている。
5. 要望書の提出者は、この論点において、IAS 第12号の次の要求事項が矛盾している可能性があるとして指摘している。
  - (1) 第52A項及び第57A項 — これらの項は、企業に対し、(a)未分配利益に適用される税率を用いて当期税金及び繰延税金を測定することを要求しており、(b)配当の税務上の帰結について、企業が未払配当を認識した時点ではじめて認識することを要求している。
  - (2) 第39項及び第40項 — 一定の認識に関する例外が適用される場合を除き、子会社に対する投資に関するすべての将来加算一時差異について繰延税金を認識することを要求している。

### Ⅲ. 2020年3月のIFRS-IC会議

#### IASBスタッフの分析

##### （繰延税金の認識と測定）

6. IAS 第12号第39項は、同項で規定された条件が満たされている場合を除き、子会社

に対する投資に関するすべての将来加算一時差異について繰延税金負債を認識することを企業に要求している。

7. 要望書に記載されている事例では、企業（親会社）は子会社に対する投資に関する将来加算一時差異を有しており、かつ、IAS 第 12 号第 39 項の認識例外が適用されない。したがって、企業は当該将来加算一時差異について繰延税金負債を認識することとなる。
8. IAS 第 12 号第 51 項は、企業（親会社）に対し、繰延税金負債及び資産の測定にあたり、報告期間の末日時点において、資産及び負債の帳簿価額の回収又は決済を見込んでいる方法から生じる税務上の帰結を反映することを要求している。また、IAS 第 12 号第 51A 項は、繰延税金負債及び資産について、予想される回収又は決済の方法と整合した税率を使用して算定することを要求している。
9. 要望書に記載されている事例では、企業（親会社）は、子会社による利益の分配を通じて子会社に対する投資の帳簿価額を回収することを期待しており、そのような回収は分配税率で課税されることとなる。したがって、分配税率（20%）を使用して繰延税金負債を測定することとなる。

#### **（IAS 第 12 号第 52A 及び 57A 項は適用されるか）**

10. 2000 年に、利益ではなく分配に基づいて税金が支払われる法域に対応する修正が IAS 第 12 号に織込まれた（第 52A 及び第 57A 項（旧第 52B 項））。
11. IAS 第 12 号第 52A 項によれば、「純利益又は留保利益の一部又は全部が企業の株主に対する配当として支払われると、法人所得税が高い税率又は低い税率となる場合がある。…このような状況においては、当期税金及び繰延税金資産及び負債は、未分配利益に適用される税率で測定される。」とされている。
12. しかしながら、同項は利益の分配を行ったことそれ自体の税務上の帰結から生じる、あるいはこれを反映する、当期税金又は繰延税金の測定には適用できないと考える。例えば、企業が配当の支払いを行った場合に生じた当期税金負債を測定する際には利益の分配に適用される税率を適用し、未分配利益に適用される税率は適用できない。当期税金負債が利益の分配から生じるという事実を反映していないからである。
13. 要望書の事例では、認識される繰延税金負債は、利益の分配を通じた、子会社に対する投資の回収に関する税務上の帰結を反映している。従って、IASB スタッフは IAS 第 12 号第 52A 項は適用できないと考えている。
14. さらに、IAS 第 12 号第 57A 項は、未払配当を認識したときに配当の税務上の影響を認

識することを要求しており、第 52A 項を補足している。すなわち、分配利益と未分配利益に適用される税率の差から生じる未払税金又は未収税金は、配当を支払ったことの税務上の帰結であるとみなされる。

15. IFRS 第 10 号「連結財務諸表」を適用すると、子会社から親会社への分配は連結上消去されることから、連結財務諸表の観点からは配当ではない。このため、このような分配から生じる税務上の帰結は、配当の税務上の帰結には当たらないと考えられる。
16. なお、IAS 第 12 号第 52A 項及び第 57A 項（旧第 52B 項）の追加に伴い、純利益又は留保利益の一部又は全部が企業の株主に対する配当として支払われると法人所得税が高い税率又は低い税率となる場合において、報告企業による分配に係る税務上の帰結に関する会計処理については基準上特定していないと説明する IAS 第 12 号第 3 項が削除されている。このため、本資料の第 10 項の修正の目的は、報告企業グループ内部の分配ではなく、当該 報告企業による（外部への）分配に関する税務上の帰結に関する会計処理について特定することであったと考えられる。

#### **（IASB スタッフの結論）**

17. 以上より、要望書の事例においては、企業（親会社）は、IAS 第 12 号第 39 項を適用し、子会社の未分配利益に関して、子会社に対する投資に関する将来加算一時差異について繰延税金負債を認識することになる。これは、分配税率（20%）を使用して測定する。この結論は要望書にある見解 2 の結果を反映している。
18. 前項の分析に基づき、IAS 第 12 号は、当該事例において繰延税金を会計処理するための適切な基礎を提供しているものと考えた。この結果、IASB スタッフは基準設定アジェンダに追加しないことを提案している。

以 上

## 別紙1 2020年3月のアジェンダ・ペーパーに記載された「アジェンダ決定案」の仮訳

### 子会社に対する投資に係る繰延税金（IAS第12号「法人所得税」） - AP03

委員会は、企業が連結財務諸表において、子会社に対する投資に係る繰延税金をどのように会計処理するのかに関しての要望を受けた。この要望書に記述された事実パターンでは、次のようになっている。

- a. 子会社の未分配利益が、子会社に対する企業の投資に関連した将来加算一時差異を生じさせる。
- b. 企業は、子会社に対する投資に係る繰延税金負債の認識に対する例外を適用するためのIAS第12号の第39項の条件は満たされていないと判断した。これは、当該子会社が予測可能な期間内に利益（分配可能である）を分配すると企業が見込んでいるからである。
- c. 企業と子会社は次のような法域で営業している。
  - i. 利益は分配された時にのみ課税される。すなわち、未分配利益に適用される法人所得税率（未分配税率）は0%である。
  - ii. 利益分配には20%の税率（分配税率）が適用される。ただし、企業が行う利益分配は、子会社が当該利益についてすでに課税されている範囲に対しては課税されない。すなわち、利益分配が課税されるのは一回だけである。

要望書は、企業が子会社に対する投資に関連した将来加算一時差異について、繰延税金負債を認識するかどうかを質問していた。

IAS第12号の第39項は、企業が子会社に対する投資に関連したすべての将来加算一時差異について繰延税金負債を認識することを要求しているが、次の場合は例外としている。

(a) 親会社が当該一時差異を解消する時期をコントロールすることができ、かつ、(b) 予測可能な期間内に当該一時差異が解消しない可能性が高い場合である。

要望書に記載された事実パターンでは、子会社に対する企業の投資に関連した将来加算一時差異がある。企業はまた、IAS第12号の第39項における認識の例外は適用されないと判断している。当該一時差異は、予測可能な期間内に子会社が未分配利益を分配する際に解消する可能性が高いからである。したがって、委員会は、企業はその将来加算一時差異について繰延税金負債を認識すると結論を下した。

IAS第12号の第51項は、繰延税金資産及び繰延税金負債の測定において、「企業が報告期間の末日時点で、資産及び負債の帳簿価額の回収又は決済を見込んでいる方法から生じる税務上の影響」を反映することを企業に要求している。

要望書に記載された事実パターンでは、企業は、子会社に対する投資の帳簿価額を子会社による利益の分配を通じて回収すると見込んでおり、これは分配税率で課税されることとなる。したがって、委員会は、IAS第12号の第51項を適用するにあたり、企業は分配税率を使用して子会社に対する投資に係る繰延税金負債を測定すると結論を下した。

委員会は、要望書に記載された事実パターンにおいては、企業はIAS第12号の第57A項を適用しないと考えた。すなわち、同項は報告企業が支払う配当に関してのみ適用される。さらに、IAS第12号の第52A項は、それ自体が利益の分配の税務上の影響を反映する税金の測定には適用されない。

委員会は、IAS第12号の諸原則及び要求事項が、要望書に記載された事実パターンにおいて企業が繰延税金を会計処理するための適切な基礎を提供していると結論を下した。したがって、委員会は、この事項を基準設定アジェンダに追加しないことを[決定した]。

以 上

## 別紙2 関連する IFRS 基準の規定

### 国際会計基準第12号「法人所得税」

#### 目 的

本基準の目的は、法人所得税の会計処理を定めることである。法人所得税の会計処理に関する主たる論点は、次の事項に関する当期及び将来の税務上の影響の会計処理方法である。

- (a) 企業の財政状態計算書に認識している資産（負債）の帳簿価額の将来の回収（決済）
- (b) 企業の財務諸表に認識した当期の取引その他の事象

報告企業が資産又は負債の帳簿価額の回収又は決済を見込むことは、資産又は負債の認識における本来の要素である。その帳簿価額の回収又は決済により、将来の税金支払額が、その回収又は決済に税効果がない場合に比べて、多く（少なく）なる可能性が高い場合には、特定の限定的な例外はあるが、本基準は繰延税金負債（資産）を認識することを企業に要求している。

#### 範 囲

- 3 ~~〔削 除〕 国によっては、純利益又は留保利益の一部又は全部が配当として支払われると、法人所得税が高い税率又は低い税率で支払われる場合がある。他の国では、純利益又は留保利益の全部又は一部が配当として支払われると法人所得税が還付されることがある。本基準書は、報告企業による配当その他の分配の税務上の影響を報告企業がいつ又はどのように会計処理すべきかについては特定していない。~~

#### 定 義

- 5 次の用語は、本基準では特定された意味で用いている。

会計上の利益とは、税金費用を控除する前のある期の純損益をいう。

課税所得（税務上の欠損金）とは、課税当局が定めたルールに従って計算され、それに対して法人所得税が課される（還付される）ある期の利益（損失）をいう。

税金費用（収益）とは、ある期の純損益の計算に含まれる当期税金と繰延税金との合計額をいう。

当期税金とは、ある期の課税所得（税務上の欠損金）について納付すべき（還付される）法人所得税の金額をいう。

繰延税金負債とは、将来加算一時差異に関連して将来の期間に課される法人所得税の金額をいう。

繰延税金資産とは、次の項目に関連して将来の期間に回収されることとなる法人所得税の金額をいう。

- (a) 将来減算一時差異
- (b) 税務上の欠損金の繰越し
- (c) 税額控除の繰越し

一時差異とは、ある資産又は負債の財政状態計算書上の帳簿価額と税務基準額との差額である。一時差異は次のいずれかである。

- (a) 将来加算一時差異、当該資産又は負債の帳簿価額が将来の期間に回収又は決済された時に、その期の課税所得（税務上の欠損金）の算定上加算される一時差異をいう。
- (b) 将来減算一時差異、当該資産又は負債の帳簿価額が将来の期間に回収又は決済された時に、その期の課税所得（税務上の欠損金）の算定上減算される一時差異をいう。

資産又は負債の税務基準額とは、その資産又は負債に税務上帰属するとされた金額をいう。

## 税務基準額

- 7 資産の税務基準額とは、企業が当該資産の帳簿価額を回収する時に、企業に流入する課税対象となる経済的便益に対して税務上減算される金額のことである。当該経済的便益が課税対象とならない場合には、当該資産の税務基準額は帳簿価額と同額である。
- 10 資産又は負債の税務基準額が直ちに明らかでない場合には、本基準が基礎としている基本原則を考慮することが有用である。それは、限定的な例外を除き、資産又は負債の帳簿価額の回収又は決済により、将来の税金支払額が、その回収又は決済が税務上何らの影響も及ぼさない場合に比して多く（少なく）なる場合にはいつでも、繰延税金負債（資産）を認識すべきであるということである。第51A項に続く設例Cでは、この基本原則を考慮することが有効な状況、例えば資産又は負債の税務基準額がその見込まれる回収又は決済の態様に依存する状況を例示している。

## 繰延税金負債及び繰延税金資産の認識

### 将来加算一時差異

- 15 繰延税金負債が次のいずれかから生じる場合を除き、すべての将来加算一時差異について繰延税金負債を認識しなければならない。
- (a) のれんの当初認識
  - (b) 次のような取引における資産<sup>E11</sup>又は負債の当初認識
    - (i) 企業結合ではなく、かつ、



(ii) 取引時に会計上の利益にも課税所得（税務上の欠損金）にも影響を与えない取引

ただし、子会社、支店及び関連会社に対する投資並びに共同支配の取決めに対する持分に関連して生じる将来減算一時差異については、繰延税金負債を第39項に従って認識しなければならない。

## 将来減算一時差異

24 繰延税金資産は、将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で、すべての将来減算一時差異について認識しなければならない。ただし、繰延税金資産が次のような取引における資産又は負債の当初認識から生じる場合を除く。

(a) 企業結合ではなく、かつ

(b) 取引時に会計上の利益にも課税所得（税務上の欠損金）にも影響を与えない取引

しかし、将来減算一時差異が、子会社、支店及び関連会社に対する投資並びに共同支配の取決めに対する持分に関連している場合には、繰延税金資産は第44項に従って認識しなければならない。

27A 将来減算一時差異を活用できる課税所得が得られるかどうかを評価する際に、企業は、当該将来減算一時差異の解消時に損金算入できる課税所得の源泉を税法が制限しているのかどうかを考慮する。税法がそうした制限を課していない場合には、企業は将来減算一時差異を他のすべての将来減算一時差異と合算して評価する。しかし、税法が損失の活用を特定の種類の所得に対する損金算入に制限している場合には、将来減算一時差異は、適切な種類の他の将来減算一時差異とだけ合算して評価される。

## 子会社、支店及び関連会社に対する投資並びに共同支配の取決めに対する持分

38 次のような場合には、一時差異が発生する。子会社、支店及び関連会社に対する投資又は共同支配の取決めに対する持分の帳簿価額（すなわち、子会社、支店、関連会社又は投資先の純資産に対する親会社又は投資者の持分であり、のれんの帳簿価額が含まれる）が、当該投資又は持分の税務基準額（取得原価であることが多い）と異なる金額となる場合である<sup>E14</sup>。そのような差額は、例えば、次のようないくつかの状況において発生する可能性がある。

(a) 子会社、支店、関連会社及び共同支配の取決めにおける未分配利益の存在

(b) 親会社と子会社が別々の国に本拠を置いている場合の外国為替レートの変動

(c) 関連会社投資の帳簿価額の回収可能価額までの減額

連結財務諸表において、一時差異が、親会社の個別財務諸表における当該投資に係る一時差異と相違する場合がある。それは、親会社が当該投資を個別財務諸表において原価又は再評価額で計上し

ている場合である。

**39** 企業は、子会社、支店及び関連会社に対する投資並びに共同支配の取決めに対する持分に係るすべての将来加算一時差異について、繰延税金負債を認識しなければならない。ただし、次の条件がともに満たされている場合を除く。

(a) 親会社、投資者、共同支配投資者又は共同支配事業者が、当該一時差異を解消する時期をコントロールすることができ、かつ

(b) 予測可能な期間内に当該一時差異が解消しない可能性が高い。

**40** 親会社は、その子会社の配当政策をコントロールしているので、当該投資に係る一時差異（未分配利益だけでなく、外国為替換算差額から発生する一時差異をも含む）の解消もコントロールすることができる。さらに、一時差異の解消時に納付することになる法人所得税の金額の算定は実務上不可能であることが多い。したがって、親会社が予測可能な期間内に当該利益を配当しないと決定している場合には、親会社は繰延税金負債を認識しない。支店に対する投資についても同様の考慮が適用される。

**41** 企業の非貨幣性の資産及び負債は、機能通貨で測定する（IAS 第21号「外国為替レート変動の影響」参照）。企業の課税所得又は税務上の欠損金（したがって、企業の非貨幣性資産及び負債の税務基準額も）が異なる通貨で算定される場合には、為替レートの変動により一時差異が生じ、繰延税金負債又は資産（第24項を条件として）の認識が生じる。これによる繰延税金は、純損益に計上される（第58項参照）。

**42** 関連会社に対する投資者は、その企業をコントロールしておらず、通常はその配当政策を決定する立場にもない。したがって、関連会社の利益が予測可能な期間内に配当されないことを要求している合意がない場合には、投資者は、関連会社に対する投資に係る将来加算一時差異から生じる繰延税金負債を認識する。場合によっては、投資者は関連会社に対する投資を回収した場合に支払うこととなるであろう税額を算定できないこともあるが、ある最低限の金額以上になるという判断はできる。その場合には、繰延税金負債はこの金額で測定される。

**43** 通常、共同支配の取決めの参加者間の協定では、利益の分配について定めてあり、当該事項に関する決定にすべての当事者の合意を要するのか当事者の中のあるグループの合意を要するのかを明示している。共同支配投資者又は共同支配事業者が、共同支配の取決めの利益に対する持分の分配の時期をコントロールでき、予測可能な期間内に利益に対する持分が分配されない可能性が高い場合には、繰延税金負債は認識されない。

**44** 企業は、子会社、支店及び関連会社に対する投資並びに共同支配の取決めに対する持分から発生するすべての将来減算一時差異について、次の可能性が高い範囲内で、かつ、その範囲内でのみ、繰延税金資産を認識しなければならない。

(a) 当該一時差異が、予測可能な期間内に解消し、かつ

(b) 当該一時差異を活用できる課税所得が稼得される。

- 45 子会社、支店及び関連会社に対する投資、並びに共同支配の取決めに対する持分に係る将来減算一時差異について繰延税金資産を認識するかどうかを決定するに際して、企業は第28項から第31項に述べた指針を考慮する。

## 測 定

51 繰延税金負債及び繰延税金資産の測定は、企業が報告期間の末日時点で、資産及び負債の帳簿価額の回収又は決済を見込んでいる方法から生じる税務上の帰結を反映しなければならない。

52A 法域によっては、純利益又は留保利益の一部又は全部が企業の株主に対する配当として支払われると、法人所得税が高い税率又は低い税率となる場合がある。他の一部の法域では、純利益又は留保利益の一部又は全部が企業の株主に対する配当として支払われると法人所得税が還付又は追徴されることがある。このような状況においては、当期税金及び繰延税金資産及び負債は、未分配利益に適用される税率で測定される。

## 当期税金と繰延税金の認識

57A 企業は、配当（IFRS 第9号で定義）の法人所得税への影響を、配当を支払う負債を認識する時に認識しなければならない。配当の法人所得税への影響は、所有者への分配よりも、分配可能利益を生み出した過去の取引又は事象の方に、より直接的に関連している。したがって、企業は、当該過去の取引又は事象を当初にどこに認識したのかに応じて、配当の法人所得税への影響を純損益、その他の包括利益又は資本に認識しなければならない。

### 第52A項及び第57A項の設例

次の設例は、未分配利益に対して法人所得税に高い（50％）税率が適用され、後に配当した際に一部還付される法域における企業の当期税金並びに繰延税金に係る資産及び負債の測定を取り扱っている。分配利益に適用される税率は35％である。報告期間の末日（20X1年12月31日）において、企業は報告期間後に提案又は宣言された配当について負債を認識しない。その結果、20X1年度において支払配当は認識されない。20X1年度の課税所得は100,000であり、将来加算一時差異（純額）は40,000である。

当該企業は、50,000の当期税金負債及び当期税金費用を認識する。将来の配当の結果として回収可能となる可能性のある金額について資産は認識されない。企業は、繰延税金負債及び繰延税金費用20,000（40,000の50％）も認識する。これは、当企業が資産及び負債を回収又は決済する際に、未分配利益に適用される税率で算定に基づいて支払う法人所得税を表している。

その後、20X2年3月15日に、当該企業は過去の営業利益から10,000の配当を負債として認識する。

20X2年3月15日、当該企業は1,500（未払配当の15％）の法人所得税の回収を、当期税金資産及び当期税金費用のマイナスとして認識する。

## 資本に分類された金融商品に係る支払の法人所得税への影響（2017年12月に公表した修正）

---

BC63 当審議会は、資本に分類された金融商品に係る支払の法人所得税への影響に関して、企業がそれらを純損益に認識すべきか資本に認識すべきかという質問を受けた。具体的には、当審議会は、第57A項（修正が行われる前の第52B項）の要求事項が適用されるのは、第52A項に記述された状況（例えば、分配された利益と未分配利益についての税率が異なる場合）のみなのか、それとも、資本に分類された金融商品に係る支払が利益の分配である限りは適用されるのかを質問された。

BC64 当審議会は次のことに着目した。

- (a) 第57A項は、支払った配当の法人所得税への影響を企業がどのように会計処理するのかを記述している。配当は、IFRS第9号において、「資本性金融商品の保有者に対しての、特定のクラスの資本の保有に比例した利益の分配」と定義されている。
- (b) 第57A項は、まず、配当の法人所得税への影響を、分配可能利益を生み出した過去の取引又は事象と関連付けることを企業に要求している。続いて企業は、それらの法人所得税への影響をどこに認識すべきかを決定するために、第58項の要求事項を適用する。第57A項を適用して、企業は、分配可能利益を生み出した過去の取引又は事象をどこに認識したのかに応じて、配当の法人所得税への影響を認識する。
- (c) 配当の法人所得税への影響の理由が、その法人所得税への影響をどこで認識すべきかに影響を与えるべきではない。そうした影響が生じたのが、例えば、分配された利益と未分配利益についての税率が異なるからなのか、それとも、配当が税務上損金算入できるからなのかは関係がない。これは、両方の場合において、法人所得税への影響が利益の分配から生じているからである。
- (d) 配当の法人所得税への影響を認識することを、税金への影響がどのように生じるのか（例えば、税務上の損金算入ルールの相違によってではなく税率の相違による）と関連付けることは、恣意的な結果や、異なる課税法域にある企業間での比較可能性の欠如を生じさせる。課税法域は、さまざまな方法の課税又は課税免除の提供を選択する。関係があるのは、その仕組みではなく、結果として生じる税金への影響である。

BC65 したがって、当審議会は、企業は配当の法人所得税への影響をすべて第57A項の要求事項を適用して認識すべきであると結論を下した。しかし、当審議会は、当該要求事項が修正される前は、第57A項の要求事項が、第57A項は第52A項に記述された状況にのみ適用されることを含意しているように誤読される可能性があると考えた。

BC66 このため、当審議会は、第57A項の要求事項が配当の法人所得税への影響すべてに適用される旨を明

確化した。

- BC67 当審議会は、この修正は、企業が第57A項を資本に分類された金融商品に係るすべての支払の法人所得税への影響に適用することを示唆するものではないことに留意した。むしろ、第57A項は、そのような金融商品に係る支払が利益の分配（すなわち、配当）であると企業が判定した場合にのみ適用される。企業はこの判定を行う際に判断を適用することが必要となる場合がある。
- BC68 当審議会は、資本に分類された金融商品に係る支払が利益の分配かどうかの判定方法に関する要求事項を含めるべきかどうかを検討した。当審議会は、下記の理由により含めないことを決定した。
- (a) 利益の分配を他の分配と区別する指標又は要求事項を含めることは、IAS第12号のこの修正の範囲を超えるものである。当審議会が利益の分配を定義又は記述しようとするどのような試みも、他のIFRS基準及びIFRIC解釈指針に影響を与える可能性があり、意図しない結果を生じさせるリスクがある。
  - (b) この修正は、何が利益の分配で何が利益の分配ではないのかを変更するものではない。単純に、第57A項の要求事項が配当の法人所得税への影響すべてに適用される旨を明確化するものである。
- BC69 当審議会は、BC68項に述べた考え得る要求事項を追加せずにこの修正を最終確定した場合でも、財務諸表の作成者及び利用者にとって有益となるであろうと結論を下した。特に、この修正は、第57A項の要求事項が修正される前に存在していた当該要求事項の範囲の不明確さから生じていた不整合な会計処理の可能性を解消することになる。

以 上